

# インクルーシブの窓



令和5年9月 富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班

「障害者差別解消法」は、共生社会の実現を目指しています！



2016年4月、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害者の権利条約の批准にあたり、必要な国内法の整備の一環として制定されたものです。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言い、障害を理由とする差別を解消することを目的としています。

この法律名にある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけではなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）のある人、その他の心や体のはたらきに障害のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な支障のある人（子供も含む）すべてが対象で、障害の社会モデルの考え方を踏まえたものになっています。

この法律により、障害のある人（家族や介助者を含む）から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているという意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるようになりました。合理的配慮の提供です。役所等の行政機関や公立学校は義務となりました。そして、2024年4月からは、会社やお店等の事業者においても、合理的配慮の提供が義務化されることになっています。

大活字版



内閣府

障害者差別解消法が  
変わります！

令和6年4月1日から  
合理的配慮の提供が  
義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務→義務

話は戻りますが、この法律の施行に先立ち、前年2月に閣議決定された『障害者差別解消法の基本方針』には、「法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、(途中、略)取組の裾野が一層広がることを期待する」とあります。

このことを私たちの学校に当てはめてみます。すると、合理的配慮の提供には新しい指導方法・内容が必要なのではなく、学級間で、校内で、そして、学校間で、合理的配慮の提供に関する情報交換をしていくことが大切だと気付かされます。

数年後、10数年後には今以上に学校における合理的配慮の取組が浸透し、広がっていくことにより、近い将来に人々の多様性を相互に認め合える全員参加型の共生社会が築かれていくことを願っています。

<引用> ・障害者差別解消法リーフレット（内閣府）  
・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（H27.2.24 閣議決定）